

■申込要領

下記申込書を管轄地区の労働基準協会へお送りください。主催協会より参加案内を開催日の10日前までにお送りいたします。

主催協会 一般社団法人 名北労働基準協会 総合受付

〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1 電話(052)961-1666 FAX(052)962-1670

会場案内

名古屋能楽堂



地下鉄鶴舞線「浅間町」徒歩10分、桜通線「丸の内」徒歩12分、名城線「市役所」徒歩12分、お車 名城公園正面駐車場 319台

小牧勤労センター 多目的ホール



小牧市巡回バス勤労センターバス停下車。ピーチバス「上末」バス停徒歩約15分。無料駐車場多数あり。

説明会でお聞きになりたい事項

可能な限り説明会で解説いたします

--	--

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港案1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡豊山町
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドマン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウル会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

働き方改革関連法説明会申込書

申込協会	協会	会員番号※					
------	----	-------	--	--	--	--	--

事業場名		
所在地	〒	
ご担当者	職名	氏名
TEL / FAX	() - / () -	
業種	労働者数	人

申込者	氏名	所属部署・役職	参加日時(参加日 □→■)
			2月1日(□午前□午後) 7日(□午前 □午後) □12日 □14日
			2月1日(□午前□午後) 7日(□午前 □午後) □12日 □14日
			2月1日(□午前□午後) 7日(□午前 □午後) □12日 □14日
			2月1日(□午前□午後) 7日(□午前 □午後) □12日 □14日

※会員番号 名北協会のみ郵送にてご案内の場合は、ご送付した封筒表面の番号をご記入ください。

※個人情報 この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいた説明会の参加者資料として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行なうことはありません。

改正法対応への実務上の解説

働き方改革関連法 説明会

労働時間 改正労働基準法
改正労働安全衛生法等

公正待遇確保 パート・有期雇用労働法
改正労働者派遣法等

無料

平成31年2月
午後4時開催
公正待遇確保
午前2回開催

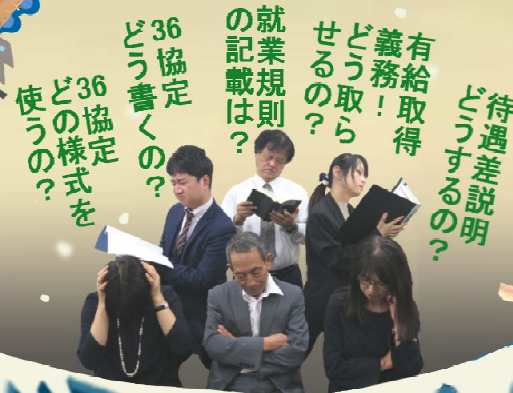
主催

一般社団法人 名古屋労働基準協会
愛知県下各労働基準協会
名古屋労働災害防止推進運動協議会

残業時間上限規制
長時間割増賃金倍増
5日取得義務化
労働同一賃金の実現
不合理な待遇差禁止

待遇差説明の義務化

対応の実務を解説します



働き方改革関連法の政令 省令 告示 公示を含む実務的な解説を行政担当官が行う説明会です

平成30年6月29日に成立した「働き方改革関連法」は、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現と、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保（いわゆる同一労働同一賃金）を目指すもので、全ての企業に重大な影響を与える、労働界では“戦後最大の大波”とも言えるものです。

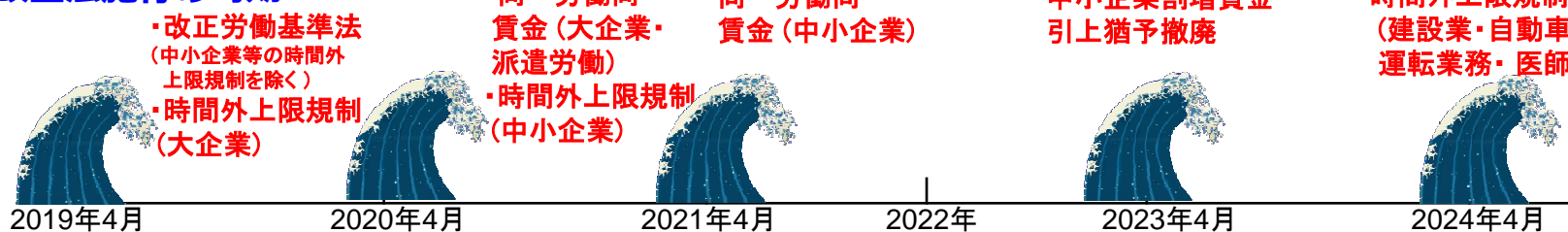
平成31年4月1日以降順次施行がなされ、中小企業の月60時間超過の割増賃金率引上猶予廃止は更に4年後、建設業・自動車運転業務等の時間外労働上限規制は5年後となっております。しかし、就業規則の改訂、労使協定の見直し、労働者への周知、業務の遂行・人材活用の在り方等の見直しが必要となり、早めの対策が求められます。

そこで一般社団法人 名北労働基準協会では、名古屋北労働基準監督署(午後・労働時間説明会)、愛知県下各労働基準協会、名古屋北労働災害防止推進運動協議会のご後援、また、愛知労働局、名古屋中・春日井公 共職業安定所のご協力を得て、改正労働基準法、改正労働安全衛生法、パート・有期雇用労働法(旧パート労働法)、改正労働者派遣法等に関する「働き方改革関連法説明会」を、平成31年2月に6回開催いたします。いずれの説明会も、政令・省令・告示・公示を含む働き方改革関連法の詳細、届出用紙の記載方法、労務管理上の留意点等の具体的解説を行政担当官が行うもので、改正法施行に際して必ずお聞きいただきたい実務的な内容となっております。

各事業場におかれましては、関連企業等へも開催周知をいただき、多くの皆様にご出席いただきますようご案内申し上げます。



改正法施行の時期



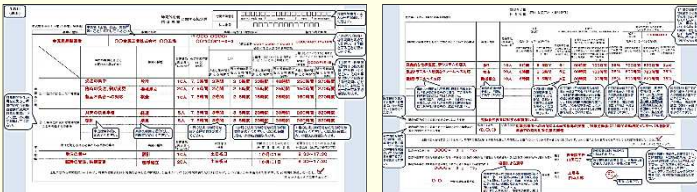
働き方改革関連法の概要 働き方改革を推進するための8本の労働法の改正を一本化したもの(下記以外は雇用対策法、じん肺法)

長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等 ①労働基準法 ②労働安全衛生法 ③労働時間等設定改善法 の改正(下記丸中数字が該当改正法)			
<p>時間外労働罰則付き上限規制①</p> <p>現在は基準である時間外労働の上限を法律として定め、特別条項による場合でも上限を年720時間、月100時間未満(休日労働を含む)、2~6カ月の平均を80時間(同)とする。建設業・自動車運転業務・医師も法施行5年後に適用。</p> <p>月100時間以上</p> <p>レッドカード</p>	<p>中小企業割増賃金率引上猶予廃止①</p> <p>時間外労働が月60時間を超えた場合の割増賃金率50%以上の中小企業への猶予措置を廃止</p> <p>割増賃金50%以上2倍!</p> <p>中小企業も適用</p>	<p>有給休暇の取得義務化①</p> <p>有給休暇が10日以上ある労働者に、年5日の取得を義務化</p> <p>5日間指定休</p>	<p>フレックスタイム制見直し①</p> <p>一定条件下で清算期間の上限を、1か月から3か月に延長</p> <p>3か月が可能に</p>
<p>高度プロフェッショナル制度創設①</p> <p>年収1075万円以上の高度専門知識を持つ労働者の労働時間規制を外し、時間外・深夜・休日の割増賃金を支払わない</p> <p>セレブなプロ労働者</p>	<p>労働時間状況把握義務化②</p> <p>労働者の健康確保措置の実効性確保のため、労働時間状況を省令で定める方法を把握することを義務化</p> <p>労働時間把握</p>	<p>勤務間インターバル制度③</p> <p>終業時刻と始業時刻の間に、一定の休息時間を確保することの努力義務化</p> <p>産業医・産業保健機能の強化②</p> <p>産業医への必要情報提供等の強化</p>	
雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保 ④パート・有期雇用労働法(旧パート労働法) ⑤労働契約法(④に一部条文が移行) ⑥労働者派遣法 の改正(同上)			
<p>不合理な待遇差の解消(同一労働同一賃金の実現) ④⑥</p> <p>1.短時間・有期雇用労働者の正規労働者との不合理な待遇の禁止に関し、個々の待遇の性質・目的に照らし事情を考慮して適切に判断することを明確化</p> <p>2.有期雇用労働者の均等待遇規定を整備。派遣労働者は、①派遣先の労働者との均等・均衡待遇 ②一定の要件※を満たす労使協定による待遇のいずれかを確保することを義務化 ※同種業務の一般労働者平均的賃金と同等以上の賃金であること等</p> <p>3.これらの事項に関する同一労働同一賃金ガイドラインの根拠規定を整備</p> <p>待遇差の解消</p>	<p>待遇説明義務の強化 ④⑥</p> <p>短時間・有期雇用・派遣労働者の正規労働者との待遇差の内容・理由等の説明を義務化</p> <p>この差を合理的に説明</p> <p>正規雇用 vs 非正規雇用</p>	<p>行政の履行確保措置・ADR強化 ④⑥</p> <p>不合理な待遇格差の解消・待遇差説明の義務への行政の履行確保措置と裁判外紛争解決手続(ADR)の整備</p> <p>待遇差紛争を解決</p>	

日時・会場

開催日	時間	会場 ※全イス席です	定員	駐車場	会費
平成31年 2月 1日(金)	公正待遇確保説明会 10:00~12:30	労働時間説明会 13:30~16:30	名古屋能楽堂 名古屋市中区三の丸1-1-1	600名	有料
平成31年 2月 7日(木)	公正待遇確保説明会 10:00~12:30	労働時間説明会 13:30~16:30	小牧勤労センター 小牧市上末2233-2	400名	無料
平成31年 2月12日(火)		労働時間説明会 13:30~16:30	名古屋能楽堂 名古屋市中区三の丸1-1-1	600名	有料
平成31年 2月14日(木)		労働時間説明会 13:30~16:30	小牧勤労センター 小牧市上末2233-2	400名	無料

内容

	演 題	説明項目	講師等
公正待遇確保説明会	1. 挨拶 2. パート・有期雇用労働法(旧パート労働法)について 3. 改正労働者派遣法について	パート労働者、有期契約労働に関する ・不合理な待遇差をなくすための規定の整備 ・労働者に対する待遇に関する説明義務の強化 ・行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備 派遣労働者に関する ・不合理な待遇差をなくすための規定の整備 ・労働者に対する待遇に関する説明義務の強化 ・行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備	一般社団法人 名北労働基準協会 市之瀬高司 専務理事・事務局長 愛知労働局雇用環境・均等部担当官 愛知労働局需給調整事業部担当官
	1. 挨拶 2. 求人充足対策“AICHI WISH事業”について(名古屋会場) 働き方改革で従業員の定着から人材確保へ(小牧会場) 3. 改正労働安全衛生法について 4. 労働基準協会の活動内容 5. 改正労働基準法について  6. 36協定届の記載方法について	人材確保特別サービス“AICHI WISH”などの支援内容 ・産業医、産業保健機能の強化 ・「労働時間の状況」の客観的把握の義務化 ・働き方改革関連法総合対応事業等 ・時間外労働の上限規制 ・年5日の年次有給休暇の取得義務化 ・(中小企業)月60時間超の割増賃金率の引上げの猶予措置の廃止 ・フレックスタイム制の拡充 ・高度プロフェッショナル制度の新設 ・36協定届の新様式の記載方法	名古屋北労働基準監督署 三好了 署長 名古屋中公共職業安定所担当官 春日井公共職業安定所担当官 名古屋北労働基準監督署担当官 一般社団法人 名北労働基準協会担当者 名古屋北労働基準監督署担当官 名古屋北労働基準監督署担当官

AICHI WISH事業 愛知労働局では、企業の実情に応じた「働き方改革」を進めることにより「魅力ある職場づくり」を実現し、職場環境や待遇の改善などから人材の確保にも繋がっていただけるように、その後押しをするための特別プログラムを実施中。

働き方改革関連法総合対応事業 愛知県下各労働基準協会では働き方改革関連法の円滑な対応のため、対応リーダー養成研修、企業内管理者研修、無料労働相談、訪問コンサルティング等の事業を実施中。この働き方改革関連法説明会もその一環として開催

36協定届新様式 時間外労働の上限規制に伴い、平成31年4月1日以降、36協定届の様式が大幅に変更されます。特に特別条項を付す場合は記入事項が増え、“健康及び福祉を確保するための措置”の記載欄も設けられ、実際に措置の実施も求められます。